

消費税率引上げに伴う年度をまたがる特定保健指導の対価に関する請求支払についての対応は、下記の通りといたします。

1. 特定保健指導実施機関の請求について

特定保健指導実施機関は、従前どおり保健指導の費用（消費税5%を含む。保険者との契約内容どおり。）を請求し、国保連合会は請求内容の点検・確認の後、保健指導の費用（消費税5%を含む。保険者との契約内容どおり。）を保健指導実施機関へ支払います。

2. 差額（消費税3%分相当）の支払について

消費税8%を適用すべき保健指導の費用の請求について、既に支払が完了している保健指導の費用との差額（消費税3%分相当）を国保連合会にて計算し、内容を確認（保険者への確認を含む）のうえ、保健指導実施機関へ追加支払を行います。

3. 支払時期について

差額（消費税3%分相当）の支払は、段階的に行うこととし、第1回支払を平成26年10月、第2回を平成26年12月、第3回を平成27年3月、第4回を平成27年6月に行います。